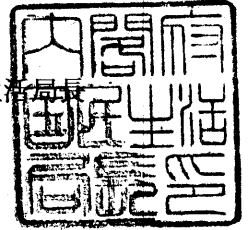


文部科学省生涯学習政策局長 殿
初等中等教育局長 殿

内閣府国民生活局長



消費者教育の更なる推進について

消費者基本法では、第 2 条において、「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されることは消費者の権利である」と明記され、同法第 7 条において、消費者に対し、「自ら進んでその消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的な行動に努めなければならない」とされています。消費者教育は、この消費者の取組みを支援するものであり、同法第 17 条では、「国及び地方公共団体が消費生活に関する教育を充実すること」とされています。

また、消費者基本法に基づき策定された「消費者基本計画」(平成 17 年 4 月 閣議決定)では、消費者政策の重点として、「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」を定め、消費者教育の推進体制を強化する必要があるとしており、政府一体となって各種具体的施策を推進しているところです。

一方で、全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談を収集した独立行政法人国民生活センターの全国消費生活相談情報ネットワーク・システムによると、平成 17 年度の全ての消費生活相談件数は平成 13 年度の約 1.9 倍程度にあるのに対し、子どもに関する消費生活相談件数は約 2.6 倍となっており、他の世代に比べて、子どもの消費者トラブルが急増しています。近年の子どもの消費者トラブルの急増に大きな影響を与えているのは、高度情報化に伴った携帯電話やパソコンを利用する子どもの低年齢化やインターネットを通じた情報通信サービスの普及等と考えられます。この結果、消費生活面における子どもと大人の垣根はますます低くなり、子どもが大人と変わらないトラブルに直面しており、大きな社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、ライフステージに応じて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校などの場を通じて消費生活に関する教育を充実されるよう、現在検討されている学習指導要領の改訂

に際し、消費者教育を重視し、消費者教育を軸にした学習が推進されるように格段のご配慮をお願いいたします。同時に、学校教育の中で「総合的な学習の時間」や各教科等の時間を通じて、更なる消費者教育の推進が図られるよう、格別のご理解・ご協力を賜るようお願いいたします。